

半 期 報 告 書

(第 4 期中) 自 平成20年 4 月 1 日
至 平成20年 9 月30日

東日本高速道路株式会社

(E04370)

第4期中(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

東日本高速道路株式会社

目 次

	頁
第4期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	5
4 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【業績等の概要】	7
2 【生産、受注及び販売の状況】	9
3 【対処すべき課題】	9
4 【経営上の重要な契約等】	9
5 【研究開発活動】	9
第3 【設備の状況】	10
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	10
2 【道路資産】	11
第4 【提出会社の状況】	12
1 【株式等の状況】	12
2 【株価の推移】	13
3 【役員の状況】	13
第5 【経理の状況】	14
1 【中間連結財務諸表等】	15
2 【中間財務諸表等】	49
第6 【提出会社の参考情報】	70
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	71
第1 【保証会社情報】	71
第2 【保証会社以外の会社の情報】	71
1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】	71
2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】	72
3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】	72
第3 【指数等の情報】	74
中間監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年12月24日

【中間会計期間】 第4期中(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

【会社名】 東日本高速道路株式会社

【英訳名】 East Nippon Expressway Company Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井 上 啓 一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区霞が関三丁目3番2号

【電話番号】 03-3506-0111(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 松 田 博 之

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区霞が関三丁目3番2号

【電話番号】 03-3506-0111(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 松 田 博 之

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第2期中	第3期中	第4期中	第2期	第3期
会計期間	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
営業収益 (百万円)	419,272	432,354	417,917	866,748	938,850
経常利益 (百万円)	40,750	37,276	13,473	16,799	13,810
中間(当期)純利益 (百万円)	23,804	21,358	7,519	9,887	8,710
純資産額 (百万円)	141,970	149,582	144,230	128,333	136,927
総資産額 (百万円)	698,181	760,450	772,549	693,207	733,971
1株当たり純資産額 (円)	1,352.10	1,422.97	1,373.62	1,219.56	1,302.00
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	226.70	203.41	71.61	94.17	82.96
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	20.3	19.6	18.6	18.5	18.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△71,754	△37,517	△64,482	△97,493	△8,198
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	5,831	△9,514	16,272	20,835	3,910
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	61,668	59,637	59,494	61,275	30,123
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (百万円)	62,224	65,167	89,650	52,417	78,387
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕 (人)	2,807	7,134	10,925 〔1,540〕	4,159	9,754 〔1,240〕

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第3期中間以前の臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第2期中	第3期中	第4期中	第2期	第3期
会計期間	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
営業収益 (百万円)	410,808	427,114	409,069	851,652	925,419
経常利益 (百万円)	38,728	34,484	10,509	13,502	7,517
中間(当期)純利益 (百万円)	22,314	19,453	5,680	7,501	4,300
資本金 (百万円)	52,500	52,500	52,500	52,500	52,500
発行済株式総数 (千株)	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000
純資産額 (百万円)	139,826	144,468	134,995	125,014	129,314
総資産額 (百万円)	687,717	739,999	757,701	678,129	719,233
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	20.3	19.5	17.8	18.4	17.9
従業員数 (人)	2,593	2,437	2,265	2,597	2,332

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり純資産額、1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

3. 臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社及び関係会社が営む事業の内容に重要な変更はありません。

なお、当中間連結会計期間において、高速道路事業及び道路休憩所事業に関し、下記のとおり主要な関係会社の異動が生じております。

(1) 高速道路事業

その他業務

平成20年5月9日付で、料金収受機械保守・点検・整備・保全等業務を実施しているハイウェイ・トール・システム(株)の株式を追加取得し、持分法適用関連会社としております。

(2) 道路休憩所事業

平成20年4月8日付で、当社が管理する高速道路におけるサービスエリア・パーキングエリアの直営店舗運營業務を行うことを目的とする(株)ネクスコ東日本リテイルを、商業施設の管理点検業務及びコンシェルジュ業務を行うことを目的とする(株)ネクスコ東日本エリアサポートをそれぞれ設立し、連結子会社としております。

この結果、平成20年9月30日現在では、当社の関係会社は、子会社18社及び関連会社6社となります。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、下記の会社が新たに当社の関係会社となっております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱ネクスコ東日本リテイル (注2)	東京都港区	90	道路休憩所 事業	100.0	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ東日本エアサポート (注2)	東京都港区	90	道路休憩所 事業	100.0	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(持分法適用関連会社) ハイウェイ・ツール・システム㈱	東京都中央区	75	高速道路事業	18.3 [7.8]	料金収受機械保守等業務を委託して おります。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
 2. 平成20年9月30日現在、事業を開始しておりません。
 3. 議決権所有割合の [] 内は、当社と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより当社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者又は当社の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者の議決権の所有割合で外数となっております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成20年9月30日現在)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
高速道路事業	10,224
受託事業	[1,202]
道路休憩所事業	340
その他の事業	[338]
全社(共通)	361
計	10,925 [1,540]

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 高速道路事業及び受託事業、道路休憩所事業及びその他の事業については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。
3. 従業員数が当中間連結会計期間において、1,171人増加しておりますが、その主な理由は、~~(株)~~ネクスコ東日本エンジニアリングが関係会社以外の者から事業を譲受けたこと等によるものであります。

(2) 提出会社の状況

(平成20年9月30日現在)

従業員数(人)
2,265

- (注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、景気回復の足踏み状態が続いていましたが、輸出や設備投資などの企業活動にさらに弱い動きがみられ、景気そのものが弱まる情勢となりました。加えて、後半には、米国における金融危機の影響から世界経済が減速するなかで、景気は当面下向きの基調が続くと見込まれています。また、燃料価格の高騰や東北地方での震災などもあり、当社にとっては厳しい事業環境となりました。

このような環境の中、当社グループは、「お客様第一」、「公正で透明な企業活動」、「終わりなき効率化の追求」、「チャレンジ精神の重視」の経営方針を常に念頭に置きながら、平成18年3月31日に当社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)と締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」(その後の変更を含み、以下「協定」といいます。)に基づき、業務を展開してまいりました。

この結果、当中間連結会計期間の業績は、営業収益が前年同期比3.3%減の417,917百万円、営業利益が前年同期比67.3%減の11,877百万円、経常利益が前年同期比63.8%減の13,473百万円となり、これに消費税等免税益等の特別利益、固定資産除却損等の特別損失及び法人税等を加減した結果、中間純利益は前年同期比64.7%減の7,519百万円となりました。

(高速道路事業)

高速道路事業においては、安全で快適な走行環境を確保する道路機能の向上、交通安全対策等に必要な修繕及び道路を良好な状態に保つための清掃、点検、構造物や施設の補修等に必要な維持その他の管理を適正かつ効率的に行ってまいりました。こうした中、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)(以下「特措法」といいます。)第51条第2項及び第4項の規定に基づき機構に帰属した資産の額が増加した一方で、景気の弱まりや燃料価格の高騰等により交通量が減少したこと並びにETC時間帯割引等のご利用が増加したことなどにより料金収入が減少し、営業収益は前年同期比1.0%減の392,249百万円となりました。営業費用は機構に帰属した資産の額の増加により売上原価が増加したこと、機構との協定に基づく道路資産賃借料が前年同期に対し増加したことなどにより、前年同期比5.6%増の385,342百万円となりました。以上の結果、営業利益は前年同期比73.9%減の8,298百万円となりました。

(受託事業)

受託事業においては、工事進行基準を適用している長期工事の進捗率の低下等により、営業収益は前年同期比49.0%減の12,599百万円となり、営業費用は前年同期比49.0%減の12,582百万円となりました。以上の結果、営業利益は前年同期比7.2%増の16百万円となりました。

(道路休憩所事業)

道路休憩所事業においては、景気の弱まりに伴う消費の低迷により店舗売上高が減少した一方で、連結子会社が事業を開始したことなどにより、営業収益は前年同期比15.1%増の12,259百万円となり、営業費用は前年同期比38.0%増の8,568百万円となりました。以上の結果、営業利益は前年同期比16.9%減の3,691百万円となりました。

(その他の事業)

駐車場事業等が堅調であったことに加え、カード事業における売上手数料等が増加したことなどにより、営業収益は前年同期比28.9%増の808百万円となりました。営業費用はカード事業及びWEB事業の展開に伴い販売促進費及び一般管理費が増加したことなどにより、前年同期比54.7%増の921百万円となりました。以上の結果、前年同期が営業利益31百万円であったところ、当中間連結会計期間は営業損失113百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前中間純利益13,720百万円に加え、減価償却費8,180百万円、支払利息2,934百万円などの資金増加要因があったものの、たな卸資産の増加額37,741百万円、仕入債務の減少額35,166百万円などの資金減少要因があったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは前年同期比26,964百万円減の64,482百万円の資金支出となりました。

なお、上記たな卸資産の増加額は、そのほとんどが特措法第51条第2項及び第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであります。かかる資産は、連結貸借対照表上は「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

主に、料金収受機械、ETC装置等の設備投資14,054百万円などの支出があったものの、有価証券の売却30,224百万円などの収入があったことから、投資活動によるキャッシュ・フローは前年同期比25,786百万円増の16,272百万円の資金収入となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

長期借入れによる収入60,000百万円、道路建設関係社債(普通社債)の発行による収入19,959百万円などがあった一方、長期借入金債務の返済21,353百万円(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条第1項による債務引受額16,500百万円を含みます。)などにより、財務活動によるキャッシュ・フローは前年同期比143百万円減の59,494百万円の資金収入となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高は、前年同期比24,482百万円増の89,650百万円となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」において各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて記載しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

5 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業に係る技術開発を中心に行っております。かかる技術開発の重要テーマは、「事業の効率化(コスト削減、計画保全)に寄与するための技術開発」、「安全性・円滑・快適性を向上させサービスレベルの向上を実現するための技術開発」及び「周辺環境並びに地球環境保全のための技術開発」であり、当中間連結会計期間の研究開発費の総額は、25百万円であります。

また、当社、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)の3社は、3社共通の技術課題への対応、集約による技術力の確保と向上、人的資産を含む技術資産の活用を図るため、(株)高速道路総合技術研究所に3社の調査・研究及び技術開発に関する業務を委託しております。

第3 【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が日本道路公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます(以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。)。借受道路資産は、当社の資産としては計上されていません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 主要な設備の状況

当中間連結会計期間において(株)ネクスコ東日本リテイル及び(株)ネクスコ東日本エリアサポートを設立し、連結子会社としておりますが、同社は、平成20年9月30日現在事業を開始しておらず、主要な設備に該当するものではありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

2 【道路資産】

(1) 主要な道路資産の状況

当社グループは、当中間連結会計期間において、北関東自動車道等の新設、改築及び修繕を通じ総額74,604百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当中間連結会計期間において機構に帰属し借受道路資産として当社が借り受けることとなった仕掛道路資産は、総額36,778百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期(注1)	道路資産価額 (百万円) (注2)
高速自動車国道北関東自動車道	茨城県桜川市長方～茨城県笠間市福原(新設)	平成20年4月	23,412
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	狭山PA(新設)	平成20年7月	2,461
高速自動車国道東北横断自動車道いわき新潟線	福島県田村郡三春町大字芹ヶ沢～福島県郡山市西田町大田(改築)	平成20年8月	2,568
高速自動車国道東北横断自動車道いわき新潟線	福島県田村郡小野町大字夏井～福島県田村郡小野町大字小野赤沼(改築)	平成20年9月	3,179
一般国道127号(富津館山道路)	千葉県南房総市高崎～千葉県南房総市検儀谷(改築)	平成20年4月	34
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等	修繕	平成20年6月及び9月	5,067
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等	災害復旧	平成20年6月	55
合計		—	36,778

- (注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。
2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

また、主要な道路資産に係る当連結会計年度の年間賃借料(注1)は、542,281百万円(注2)であります。

- (注) 1. 年間賃借料は、協定の規定により、当連結会計年度の料金収入の金額に応じて変動する場合があります。なお、年間賃借料には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社及び機構は、政府の「安心実現のための緊急総合対策」の一環として実施する高速道路料金の引下げに伴い、協定を、平成20年10月7日付で変更しており、年間賃借料が529,682百万円に減額されております。

(2) 道路資産の建設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した当社グループの道路資産にかかる重要な建設について、重要な変更はありません。また、新たに確定した道路資産にかかる重要な建設、改修、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	420,000,000
計	420,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年12月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	105,000,000	105,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式
計	105,000,000	105,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年9月30日	—	105,000,000	—	52,500	—	52,500

(5) 【大株主の状況】

(平成20年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関二丁目1番3号	104,952,251	99.95
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	47,749	0.04
計	—	105,000,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(平成20年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 104,999,900	1,049,999	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 100	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	105,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,049,999	—

【自己株式等】

(平成20年9月30日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」といいます。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)は改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」といいます。)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則により作成しております。

なお、前中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)は改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間財務諸表については、新日本監査法人により中間監査を受け、当中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の中間財務諸表については、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】
【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	34,222	19,558	27,463
高速道路事業営業未収入金	51,949	71,104	50,194
未収入金	4 3,033	4 3,428	11,358
有価証券	81,442	70,556	81,361
仕掛道路資産等	335,019	-	-
仕掛道路資産	-	339,650	302,103
その他のたな卸資産	-	2,813	2,541
その他	26,324	31,840	24,718
貸倒引当金	31	32	39
流動資産合計	531,960	538,918	499,701
固定資産			
有形固定資産			
機械及び装置（純額）	55,093	54,457	56,675
土地	86,322	86,147	86,094
その他（純額）	60,520	64,578	63,644
有形固定資産合計	1 201,937	1 205,182	1 206,414
無形固定資産	4,239	6,006	5,461
投資その他の資産			
投資その他の資産	22,754	22,337	22,529
貸倒引当金	795	350	576
投資その他の資産合計	21,958	21,986	21,952
固定資産合計	228,135	233,175	233,829
繰延資産	354	454	440
資産合計	2 760,450	2 772,549	2 733,971

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部			
流動負債			
高速道路事業営業未払金	66,466	58,616	88,669
短期借入金	-	3,808	2,900
1年内返済予定の長期借入金	9,876	9,746	9,705
未払金	4 9,173	4 10,904	24,099
未払法人税等	-	7,537	2,537
引当金	3,642	4,589	3,581
その他	49,929	32,407	26,017
流動負債合計	139,087	127,611	157,509
固定負債			
道路建設関係社債	2 184,587	2 244,480	2 224,447
道路建設関係長期借入金	164,701	141,200	97,700
長期借入金	42,618	32,870	37,765
退職給付引当金	59,346	61,262	59,582
ETCマイレージサービス引当金	7,784	7,959	7,336
その他の引当金	140	235	194
負ののれん	4,905	4,868	4,917
その他	7,697	7,830	7,590
固定負債合計	471,779	500,707	439,534
負債合計	610,867	628,318	597,043
純資産の部			
株主資本			
資本金	52,500	52,500	52,500
資本剰余金	58,793	58,793	58,793
利益剰余金	38,119	32,990	25,471
株主資本合計	149,412	144,284	136,765
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	0	54	54
評価・換算差額等合計	0	54	54
新株予約権	-	-	-
少数株主持分	169	-	216
純資産合計	149,582	144,230	136,927
負債純資産合計	760,450	772,549	733,971

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
営業収益	432,354	417,917	938,850
営業費用			
道路資産賃借料	266,554	271,142	532,254
高速道路等事業管理費及び売上原価	100,861	103,890	337,688
販売費及び一般管理費	※1 28,593	※1 31,006	※1 57,685
営業費用合計	396,008	406,039	927,628
営業利益	36,346	11,877	11,221
営業外収益			
受取利息	134	197	625
土地物件貸付料	224	218	469
持分法による投資利益	465	572	1,126
契約解除違約金	—	587	327
固定資産受贈益	230	—	253
その他	482	482	971
営業外収益合計	1,536	2,059	3,774
営業外費用			
支払利息	488	397	933
その他	117	66	252
営業外費用合計	605	464	1,186
経常利益	37,276	13,473	13,810
特別利益	※2 25	※2 331	※2 421
特別損失	※3, ※4 97	※3 85	※3, ※4 455
税金等調整前中間純利益	37,204	13,720	13,776
法人税、住民税及び事業税	15,919	6,849	5,589
法人税等調整額	△56	△601	△554
法人税等合計	15,862	6,248	5,035
少数株主利益	△16	△47	30
中間純利益	21,358	7,519	8,710

【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結株主資本等変動 計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	52,500	52,500	52,500
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	52,500	52,500	52,500
資本剰余金			
前期末残高	58,793	58,793	58,793
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	58,793	58,793	58,793
利益剰余金			
前期末残高	16,760	25,471	16,760
当中間期変動額			
中間純利益	21,358	7,519	8,710
当中間期変動額合計	21,358	7,519	8,710
当中間期末残高	38,119	32,990	25,471
株主資本合計			
前期末残高	128,054	136,765	128,054
当中間期変動額			
中間純利益	21,358	7,519	8,710
当中間期変動額合計	21,358	7,519	8,710
当中間期末残高	149,412	144,284	136,765
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	—	△54	—
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△0	0	△54
当中間期変動額合計	△0	0	△54
当中間期末残高	△0	△54	△54
新株予約権			
前期末残高	—	—	—
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	—	—	—

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結株主資本等変動 計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
少数株主持分			
前期末残高	278	216	278
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△108	△216	△61
当中間期変動額合計	△108	△216	△61
当中間期末残高	169	—	216
純資産合計			
前期末残高	128,333	136,927	128,333
当中間期変動額			
中間純利益	21,358	7,519	8,710
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△109	△216	△116
当中間期変動額合計	21,249	7,302	8,594
当中間期末残高	149,582	144,230	136,927

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	37,204	13,720	13,776
減価償却費	8,451	8,180	16,282
減損損失	24	—	79
持分法による投資損益 (△は益)	△465	△572	△1,126
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	319	1,099	788
賞与引当金の増減額 (△は減少)	421	1,057	399
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△58	△232	△269
受取利息及び受取配当金	△136	△203	△629
支払利息	3,216	2,934	6,309
固定資産売却損	3	—	—
固定資産売却損益 (△は益)	—	0	△23
固定資産除却損	255	187	929
売上債権の増減額 (△は増加)	1,865	△16,131	△640
たな卸資産の増減額 (△は増加)	※2 △55,617	※2 △37,741	※2 △24,250
仕入債務の増減額 (△は減少)	△32,614	△35,166	△4,676
その他	76	3,200	△8,532
小計	△37,052	△59,667	△1,581
利息及び配当金の受取額	104	218	561
利息の支払額	△2,959	△3,102	△5,679
法人税等の還付額	4,183	1,384	4,220
法人税等の支払額	△1,792	△3,314	△5,719
営業活動によるキャッシュ・フロー	△37,517	△64,482	△8,198
投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入による支出	△2,400	—	△2,404
定期預金の払戻による収入	5,520	24	5,525
固定資産の取得による支出	△6,240	△14,054	△13,068
固定資産の売却による収入	84	133	232
有価証券の取得による支出	△49,959	—	△79,923
有価証券の売却による収入	41,996	30,224	92,231
投資有価証券の取得による支出	△410	△220	△841
投資有価証券の売却による収入	95	211	957
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	1,837	—	1,931
その他	△37	△46	△730
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,514	16,272	3,910

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△284	908	2,566
長期借入れによる収入	70,000	60,000	120,000
長期借入金の返済による支出	※2 △29,927	※2 △21,353	※2 △151,951
道路建設関係社債発行による収入	19,848	19,959	84,508
道路建設関係社債償還による支出	—	—	※2 △25,000
その他	—	△19	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	59,637	59,494	30,123
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	△22	△8
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	12,605	11,262	25,826
現金及び現金同等物の期首残高	52,417	78,387	52,417
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	144	—	144
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 65,167	※1 89,650	※1 78,387

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>1 連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社の数 14社 連結子会社の名称 ネクセリア東日本(株) (株)ネクスコ・エンジニアリング北海道 (株)ネクスコ・エンジニアリング東北 (株)ネクスコ・エンジニアリング関東 (株)ネクスコ・エンジニアリング新潟 (株)ネクスコ・トール東北 (株)ネクスコ・トール関東 (株)ネクスコ・トール北関東 (株)ネクスコ・メンテナンス北海道 (株)ネクスコ・メンテナンス東北 (株)ネクスコ東日本パトロール 東日本ハイウェイ・パトロール(株) (株)ネクスコ・サポート北海道 (株)東関東 連結子会社のうち、(株)ネクスコ・トール北関東については、当中間連結会計期間において新たに設立したことから、連結子会社に含めることとしております。 東日本ハイウェイ・パトロール(株)は、新たに株式を取得したことにより当中間連結会計期間末より連結子会社に含めることとし、(株)東関東は、持分比率増加等により当中間連結会計期間末より連結子会社に含めることとしております。 なお、東日本ハイウェイ・パトロール(株)及び(株)東関東については、支配獲得日を当中間連結会計期間末とみなしているため、中間貸借対照表のみを連結しております。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項 すべての子会社を連結しております。 連結子会社の数 18社 連結子会社の名称 ネクセリア東日本(株) (株)ネクスコ東日本リテイル (株)ネクスコ東日本エリアサポート (株)ネクスコ・エンジニアリング北海道 (株)ネクスコ・エンジニアリング東北 (株)ネクスコ東日本エンジニアリング (株)ネクスコ・エンジニアリング新潟 (株)ネクスコ・トール東北 (株)ネクスコ・トール関東 (株)ネクスコ・トール北関東 (株)ネクスコ・メンテナンス北海道 (株)ネクスコ・メンテナンス東北 (株)ネクスコ・メンテナンス関東 (株)ネクスコ・メンテナンス新潟 (株)ネクスコ東日本パトロール (株)E-NEXCOパトロール (株)ネクスコ・サポート北海道 (株)ネクスコ東日本トラステイ 連結子会社のうち、(株)ネクスコ東日本リテイル及び(株)ネクスコ東日本エリアサポートについては、当中間連結会計期間において新たに設立したことから、連結子会社に含めることとしております。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項 すべての子会社を連結しております。 連結子会社の数 16社 連結子会社の名称 ネクセリア東日本(株) (株)ネクスコ・エンジニアリング北海道 (株)ネクスコ・エンジニアリング東北 (株)ネクスコ東日本エンジニアリング (株)ネクスコ・エンジニアリング新潟 (株)ネクスコ・トール東北 (株)ネクスコ・トール関東 (株)ネクスコ・メンテナンス北海道 (株)ネクスコ・メンテナンス東北 (株)ネクスコ・メンテナンス関東 (株)ネクスコ・メンテナンス新潟 (株)ネクスコ東日本パトロール (株)E-NEXCOパトロール (株)ネクスコ・サポート北海道 (株)ネクスコ東日本トラステイ 連結子会社のうち、(株)ネクスコ東日本トラステイについては、当連結会計年度において新たに設立したことから、連結子会社に含めることとしております。 (株)ネクスコ・メンテナンス関東、(株)E-NEXCOパトロール(東日本ハイウェイ・パトロール(株)より商号変更)、(株)ネクスコ・メンテナンス新潟(関越ロードメンテナンス(株)より商号変更)は、新たに株式を取得したことにより当連結会計年度より連結子会社に含めることとしております。 なお、(株)ネクスコ・メンテナンス新潟については、支配獲得日を当連結会計年度末とみなしているため、貸借対照表のみを連結しております。 持分比率増加等により当連結会計年度に連結子会社となった(株)東関東は、前連結会計年度において連結子会社であった(株)ネクスコ・エンジニアリング関東を吸収合併し、商号を(株)ネクスコ東日本エンジニアリングに変更しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(2) 非連結子会社の数 6社</p> <p>非連結子会社の名称 (株)ウェイザ 関越道路サービス(株) 常磐ハイウェイ・サービス (株)他</p> <p>(非連結子会社について連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>	<p>—————</p>	<p>新たに株式を取得したことにより当連結会計年度末に連結子会社となった(株)クエスト新潟は、前連結会計年度において連結子会社であった(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟を吸収合併し、商号を(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟に変更しております。</p> <p>—————</p>
<p>2 持分法の適用に関する事項 (1) 持分法適用の関連会社数 4社</p> <p>会社等の名称 東京湾横断道路(株) 東北高速道路ターミナル(株) (株)NEXCOシステムズ (株)高速道路総合技術研究所 なお、(株)高速道路総合技術研究所については、当中間連結会計期間において共同新設分割により設立したことから、持分法適用関連会社を含めることとしております。</p>	<p>2 持分法の適用に関する事項 すべての関連会社に持分法を適用しております。 持分法適用の関連会社数 6社</p> <p>会社等の名称 東京湾横断道路(株) 東北高速道路ターミナル(株) (株)NEXCOシステムズ (株)高速道路総合技術研究所 (株)NEXCO保険サービス ハイウェイ・トール・システム(株) なお、ハイウェイ・トール・システム(株)については、当中間連結会計期間において株式の取得により持株比率が増加したことから、持分法適用関連会社を含めることとしております。</p>	<p>2 持分法の適用に関する事項 すべての関連会社に持分法を適用しております。 持分法適用の関連会社数 5社</p> <p>会社等の名称 東京湾横断道路(株) 東北高速道路ターミナル(株) (株)NEXCOシステムズ (株)高速道路総合技術研究所 (株)NEXCO保険サービス なお、(株)高速道路総合技術研究所については、当連結会計年度において共同新設分割により設立したことから、(株)NEXCO保険サービスについては、当連結会計年度において新たに設立したことから、持分法適用関連会社を含めることとしております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(2) 持分法を適用していない非連結子会社(株)ウェイザ他)及び関連会社(奥羽道路サービス(株)他)は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に与える影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。</p> <p>(3) 他の会社等の議決権の20%以上、50%以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該の会社等の名称 東日本道路サービス(株)関連会社としなかった理由 東日本道路サービス(株)は、当社の子会社が議決権の20%以上を所有しているものの、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて財務及び営業又は事業の方針の決定に関して重要な影響を与えることができないため、関連会社としておりません。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>
<p>3 連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社のうち、(株)ネクスコ・メンテナンス東北については、中間連結決算日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表を使用しております。なお、その他の連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と同一であります。</p>	<p>3 連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社の中間決算日は、9月30日であり、中間連結決算日と同一であります。</p>	<p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の決算日は、3月31日であり、連結決算日と同一であります。 なお、(株)ネクスコ・メンテナンス東北は、当連結会計年度より決算日を3月31日に変更しております。</p>
<p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっております。 その他有価証券 時価のあるもの 中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p>	<p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 満期保有目的の債券 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p>	<p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 満期保有目的の債券 同左 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。 時価のないもの 同左</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<p>たな卸資産 仕掛道路資産 個別法による原価法によって おります。</p> <p>なお、仕掛道路資産の取得 原価は、建設価額に用地取得 に係る費用その他の附帯費用 を加算した価額に労務費・人 件費等のうち道路建設に要し た費用として区分された費用 の額及び除却工事費用等資産 の取得に要した費用の額を加 えた額としております。</p> <p>また、仕掛道路資産の建設 に充当した借入資金の利息 で、当該資産の工事完了の日 までに発生したものは建設価 額に算入しております。</p> <p>商品・原材料・貯蔵品等 最終仕入原価法等による原 価法によっております。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償 却の方法 有形固定資産 当社は定額法を採用し、連 結子会社は主として定率法 (ただし、平成10年 4月 1日 以降に取得した建物(建物附 属設備は除く)は定額法)を採 用しております。</p> <p>主な耐用年数は以下のとお りであります。</p> <p>構築物 10年～60年 機械及び装置 5年～17年</p> <p>なお、当社が日本道路公団 から承継した資産について は、上記耐用年数を基にした 中古資産の耐用年数によって おります。</p>	<p>たな卸資産 仕掛道路資産 個別法による原価法(貸借 対照表価額は収益性の低下に 基づく簿価切下げの方法)に よっております。</p> <p>なお、仕掛道路資産の取得 原価は、建設価額に用地取得 に係る費用その他の附帯費用 を加算した価額に労務費・人 件費等のうち道路建設に要し た費用として区分された費用 の額及び除却工事費用等資産 の取得に要した費用の額を加 えた額としております。</p> <p>また、仕掛道路資産の建設 に充当した借入資金の利息 で、当該資産の工事完了の日 までに発生したものは建設価 額に算入しております。</p> <p>商品・原材料・貯蔵品等 最終仕入原価法等による原 価法(貸借対照表価額は収益 性の低下に基づく簿価切下げ の方法)によっております。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償 却の方法 有形固定資産(リース資産を 除く) 当社は定額法を採用し、連 結子会社は主として定率法 (ただし、平成10年 4月 1日 以降に取得した建物(建物附 属設備は除く)は定額法)を採 用しております。</p> <p>主な耐用年数は以下のとお りであります。</p> <p>構築物 10年～60年 機械及び装置 5年～17年</p> <p>なお、当社が日本道路公団 から承継した資産について は、上記耐用年数を基にした 中古資産の耐用年数によって おります。</p>	<p>たな卸資産 仕掛道路資産 個別法による原価法によっ ております。</p> <p>なお、仕掛道路資産の取得 原価は、建設価額に用地取得 に係る費用その他の附帯費用 を加算した価額に労務費・人 件費等のうち道路建設に要し た費用として区分された費用 の額及び除却工事費用等資産 の取得に要した費用の額を加 えた額としております。</p> <p>また、仕掛道路資産の建設 に充当した借入資金の利息 で、当該資産の工事完了の日 までに発生したものは建設価 額に算入しております。</p> <p>商品・原材料・貯蔵品等 最終仕入原価法等による原 価法によっております。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償 却の方法 有形固定資産 当社は定額法を採用し、連 結子会社は主として定率法 (ただし、平成10年 4月 1日 以降に取得した建物(建物附 属設備は除く)は定額法)を採 用しております。</p> <p>主な耐用年数は以下のとお りであります。</p> <p>構築物 10年～60年 機械及び装置 5年～17年</p> <p>なお、当社が日本道路公団 から承継した資産について は、上記耐用年数を基にした 中古資産の耐用年数によって おります。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(追加情報)</p> <p>一部の連結子会社は、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得したもののについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>これによる経常利益、税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>無形固定資産 定額法を採用しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p> <hr/> <p>(3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。</p>	<p>(追加情報)</p> <p>当社は、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得したもののについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>これによる経常利益、税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>当社及び一部の連結子会社は、法人税法の改正を契機として機械及び装置の耐用年数の見直しを行い、当中間連結会計期間より、一部のものについては、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。</p> <p>これによる経常利益、税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p>	<p>(追加情報)</p> <p>一部の連結子会社は、当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得したもののについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>これによる経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>無形固定資産 同左</p> <hr/> <p>(3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しております。</p> <p>回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年～15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>(追加情報) 当社は、当中間連結会計期間より、平均残存勤務期間が従来の償却期間に満たないため、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理年数を10年に変更しております。</p> <p>これによる経常利益、税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p> <p>回数券払戻引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定率法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理しております。</p>	<p>ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p> <p>回数券払戻引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定率法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>(追加情報) 当社は、当連結会計年度より、平均残存勤務期間が従来の償却期間に満たないため、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理年数を10年に変更しております。</p> <p>これによる経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。</p> <p>カードポイントサービス引当金 カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間連結会計期間末における将来使用見込額を計上しております。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(5) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 当社は、営業収益のうち、高速道路事業に係る道路資産完成高の計上は工事完成基準とし、受託事業に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については、工事進行基準を適用しております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>ETCマイレージサービス引当金 同左</p> <p>カードポイントサービス引当金 同左</p> <p>役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(4) _____</p> <p>(5) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 同左</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>	<p>ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。</p> <p>カードポイントサービス引当金 カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来使用見込額を計上しております。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(5) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 同左</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間 で均等償却しております。</p> <p>ただし、第1期に計上され たものについては、社債の償 還期限までの期間または3年 のいずれか短い期間で均等償 却しております。</p>	<p>繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間 で均等償却しております。</p> <p>創立費及び開業費 5年間で均等償却しており ます。</p> <p>開発費 支出時に全額を費用処理し ております。</p>	<p>繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間 で均等償却しております。</p> <p>ただし、第1期に計上され たものについては、社債の償 還期限までの期間または3年 のいずれか短い期間で均等償 却しております。</p> <p>創立費及び開業費 同左</p>
<p>5 中間連結キャッシュ・フロー計 算書における資金の範囲</p> <p>手許現金、随時引き出し可能 な預金及び容易に換金可能であ り、かつ価値の変動について僅 少なリスクしか負わない取得日 から3ヶ月以内に償還期限の到 来する短期投資からなっており ます。</p>	<p>5 中間連結キャッシュ・フロー計 算書における資金の範囲</p> <p>同左</p>	<p>5 連結キャッシュ・フロー計算書 における資金の範囲</p> <p>同左</p>

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(有形固定資産における減価償却方法)</p> <p>法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。</p> <p>これによる経常利益、税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p>	<p>(有形固定資産における減価償却方法)</p> <p>法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。</p> <p>これによる経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p>
<p>(役員退職慰労引当金の計上基準の変更)</p> <p>当社の役員退職慰労金は、従来、支給時に費用処理しておりましたが、当中間連結会計期間より内規に基づく中間期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。</p> <p>これは、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)が適用され、役員賞与について費用処理されていること、及び「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)が公表されたことを契機に、期間損益の適正化及び財務内容の健全化を図るため、役員の在任期間に費用按分するものであります。</p> <p>これにより、当中間連結会計期間の発生額3百万円は、販売費及び一般管理費に、過年度相当額14百万円は、特別損失に計上しております。</p> <p>この変更により、経常利益が3百万円、税金等調整前中間純利益が18百万円減少しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(役員退職慰労引当金の計上基準の変更)</p> <p>当社及び一部の連結子会社の役員退職慰労金は、従来、支給時に費用処理しておりましたが、当連結会計年度より、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。</p> <p>これは、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)が適用され、役員賞与について費用処理されていること、及び「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)が公表されたことを契機に、期間損益の適正化及び財務内容の健全化を図るため、役員の在任期間に費用按分するものであります。</p> <p>これにより、当連結会計年度の発生額ならびに過年度相当額は販売費及び一般管理費に17百万円、特別損失に14百万円計上しております。</p> <p>この変更により、経常利益が17百万円、税金等調整前当期純利益が31百万円減少しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(受託事業における一般管理費の計上方法)</p> <p>従来、受託事業における共通経費を販売費及び一般管理費として計上していましたが、受託事業の収益とそれに対応する費用をより合理的に対応させるため当中間連結会計期間より各期において売上原価に含めて計上することとしました。</p> <p>この変更により、経常利益、税金等調整前中間純利益が139百万円増加しております。</p> <p>(原因者負担金に関する会計処理方法の変更)</p> <p>道路損傷または汚損などを与えた原因者の行為により復旧の必要が生じた道路に関する工事等の原因者負担金につきましては、従来、営業外収益の「原因者負担収入」に計上していましたが、当中間連結会計期間より、営業費用から控除する方法に変更しております。</p> <p>この変更は、原因者負担工事に係る費用と原因者負担金とを個別に対応させる方法が、実態を適切に表示するためであります。</p> <p>この変更により、高速道路等事業管理費は414百万円減少し、営業利益は同額増加しておりますが、営業外収益は同額減少したため、経常利益、税金等調整前中間純利益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(受託事業における一般管理費の計上方法)</p> <p>従来、受託事業における共通経費を販売費及び一般管理費として計上していましたが、受託事業の収益とそれに対応する費用をより合理的に対応させるため当連結会計年度より各期において売上原価に含めて計上することとしました。</p> <p>この変更により、経常利益、税金等調整前当期純利益が217百万円増加しております。</p> <p>(原因者負担金に関する会計処理方法の変更)</p> <p>道路損傷または汚損などを与えた原因者の行為により復旧の必要が生じた道路に関する工事等の原因者負担金につきましては、従来、営業外収益の「原因者負担収入」に計上していましたが、当連結会計年度より、営業費用から控除する方法に変更しております。</p> <p>この変更は、原因者負担工事に係る費用と原因者負担金とを個別に対応させる方法が、実態を適切に表示するためであります。</p> <p>この変更により、高速道路等事業管理費は937百万円減少し、営業利益は同額増加しておりますが、営業外収益は同額減少したため、経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(棚卸資産の評価基準に関する会計基準)</p> <p>「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。</p> <p>これによる経常利益、税金等調整前中間純利益に与える影響はありません。</p> <p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号 最終改正平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準委員会適用指針第16号 最終改正平成19年3月30日)を適用しております。</p> <p>これによる経常利益、税金等調整前中間純利益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>

【表示方法の変更】

<p>前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
<p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>前中間連結会計期間及び前連結会計年度において「現金及び預金」に含めておりました譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号 最終改正 平成19年7月4日)において有価証券として取り扱うこととされたため、当中間連結会計期間より「有価証券」として表示しております。</p> <p>なお、譲渡性預金の残高は、前中間連結会計期間末は10,000百万円、当中間連結会計期間末は20,000百万円、前連結会計年度末は15,000百万円であります。</p> <p>前中間連結会計期間まで「その他引当金」に含めておりました「ETCマイレージサービス引当金」は、当中間連結会計期間において、負債及び純資産の合計額の100分の1を超えたため、区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「その他引当金」に含まれていた「ETCマイレージサービス引当金」は、6,505百万円であります。</p> <p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>前中間連結会計期間まで区分掲記しておりました営業外収益の「原因者負担収入」(当中間連結会計期間52百万円)は、当中間連結会計期間において、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益「その他」に含めて表示しております。</p> <p>—————</p>	<p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>前中間連結会計期間まで「仕掛道路資産等」として表示しておりましたが、EDINETのXBRL導入に伴い中間連結財務諸表の比較可能性を向上するため、当中間連結会計期間より「仕掛道路資産」「その他のたな卸資産」として表示しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間末における「仕掛道路資産」「その他のたな卸資産」の残高はそれぞれ、332,889百万円、2,130百万円であります。</p> <p>前中間連結会計期間まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払法人税等」は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(最終改正 平成20年12月12日)が改正されたことに伴い、区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「その他」に含まれていた「未払法人税等」は、16,843百万円であります。</p> <p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>前中間連結会計期間において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「契約解除違約金」は、当中間連結会計期間において、営業外収益の100分の10を超えたため、区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間における「契約解除違約金」は38百万円であります。</p> <p>(中間キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>前中間連結会計期間まで営業活動によるキャッシュ・フロー計算書に表示しておりました「固定資産売却損」は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(最終改正 平成20年12月12日)が改正されたこと等に伴い、「固定資産売却益」と相殺して「固定資産売却損益(△は益)」として表示しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における「固定資産売却損」、「固定資産売却益」はそれぞれ0百万円、△0百万円であります。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 29,947百万円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債185,000百万円(額面)の担保に供しております。</p> <p>3 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 9,452,347百万円 中日本高速道路(株) 46,534百万円 西日本高速道路(株) 789百万円 <u>計 9,499,671百万円</u></p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 43,976百万円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債245,000百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債25,000百万円の担保に供しております。</p> <p>3 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 7,873,257百万円 中日本高速道路(株) 26,081百万円 西日本高速道路(株) 639百万円 <u>計 7,899,978百万円</u></p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 36,765百万円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債225,000百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債25,000百万円の担保に供しております。</p> <p>3 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 8,480,507百万円 中日本高速道路(株) 28,832百万円 西日本高速道路(株) 711百万円 <u>計 8,510,051百万円</u></p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 28,150百万円</p> <p>日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 16,699百万円</p> <p>民営化以降、当社が調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 51,700百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当中間連結会計期間で道路建設関係長期借入金が25,750百万円減少しております。</p> <p>※4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産の「未収入金」及び流動負債の「未払金」に含めて表示しております。</p>	<p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 28,150百万円</p> <p>日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 66,900百万円</p> <p>民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 160,000百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当中間連結会計期間で道路建設関係長期借入金が16,500百万円減少しております。</p> <p>※4 消費税等の取扱い 同左</p>	<p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 28,150百万円</p> <p>日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 66,900百万円</p> <p>民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 143,500百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が25,000百万円、道路建設関係長期借入金が142,751百万円それぞれ減少しております。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																				
<p>※1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <p>利用促進費 9,739百万円 引当金繰入額 8,562百万円 給与手当 4,331百万円</p> <p>※2 特別利益の主要項目</p> <p>投資有価証券売却益 24百万円</p> <p>※3 特別損失の主要項目</p> <p>固定資産除却損 54百万円 減損損失 24百万円 前期損益修正損 14百万円</p> <p>※4 減損損失</p> <p>当社は、主に事業上の区分を考慮して資産グループを決定しております。</p> <p>ガソリンスタンド(機械及び装置1百万円、有形固定資産その他23百万円)については廃止の意思決定を行ったことを踏まえ、各資産について帳簿価額全額を減額し、当該減少額を減損損失(24百万円)として計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県南魚沼市(関越自動車道塩沢石打サービスエリア(上り線))</td> <td>ガソリンスタンド</td> <td>機械及び装置 有形固定資産その他</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>新潟県東蒲原郡阿賀町(磐越自動車道阿賀野川サービスエリア(上り線))</td> <td>ガソリンスタンド</td> <td>機械及び装置 有形固定資産その他</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	新潟県南魚沼市(関越自動車道塩沢石打サービスエリア(上り線))	ガソリンスタンド	機械及び装置 有形固定資産その他	13	新潟県東蒲原郡阿賀町(磐越自動車道阿賀野川サービスエリア(上り線))	ガソリンスタンド	機械及び装置 有形固定資産その他	10	合計			24	<p>※1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <p>利用促進費 9,794百万円 引当金繰入額 8,818百万円 給与手当 4,751百万円</p> <p>※2 特別利益の主要項目</p> <p>消費税等免税益 237百万円 前期損益修正益 85百万円</p> <p>※3 特別損失の主要項目</p> <p>固定資産除却損 62百万円 投資有価証券売却損 21百万円</p> <p>—————</p>	<p>※1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <p>利用促進費 27,122百万円 引当金繰入額 8,089百万円 給与手当 9,660百万円</p> <p>※2 特別利益の主要項目</p> <p>固定資産等修正益 315百万円 投資有価証券売却益 72百万円</p> <p>※3 特別損失の主要項目</p> <p>固定資産除却損 209百万円 減損損失 79百万円 投資有価証券売却損 123百万円</p> <p>※4 減損損失</p> <p>当社は、主に事業上の区分を考慮して資産グループを決定しております。</p> <p>ガソリンスタンド(機械及び装置1百万円、有形固定資産その他31百万円)、営業施設(有形固定資産その他47百万円)については廃止の意思決定を行ったことを踏まえ、各資産について帳簿価額全額を減額し、当該減少額を減損損失(79百万円)として計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県東蒲原郡阿賀町(磐越自動車道阿賀野川サービスエリア)</td> <td>ガソリンスタンド</td> <td>機械及び装置 有形固定資産その他</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>新潟県南魚沼市(関越自動車道塩沢石打サービスエリア(上り線))</td> <td>ガソリンスタンド</td> <td>機械及び装置 有形固定資産その他</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>千葉県花見川区(京葉道路幕張パーキングエリア)</td> <td>営業施設</td> <td>有形固定資産その他</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>79</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	新潟県東蒲原郡阿賀町(磐越自動車道阿賀野川サービスエリア)	ガソリンスタンド	機械及び装置 有形固定資産その他	18	新潟県南魚沼市(関越自動車道塩沢石打サービスエリア(上り線))	ガソリンスタンド	機械及び装置 有形固定資産その他	13	千葉県花見川区(京葉道路幕張パーキングエリア)	営業施設	有形固定資産その他	47	合計			79
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																																			
新潟県南魚沼市(関越自動車道塩沢石打サービスエリア(上り線))	ガソリンスタンド	機械及び装置 有形固定資産その他	13																																			
新潟県東蒲原郡阿賀町(磐越自動車道阿賀野川サービスエリア(上り線))	ガソリンスタンド	機械及び装置 有形固定資産その他	10																																			
合計			24																																			
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																																			
新潟県東蒲原郡阿賀町(磐越自動車道阿賀野川サービスエリア)	ガソリンスタンド	機械及び装置 有形固定資産その他	18																																			
新潟県南魚沼市(関越自動車道塩沢石打サービスエリア(上り線))	ガソリンスタンド	機械及び装置 有形固定資産その他	13																																			
千葉県花見川区(京葉道路幕張パーキングエリア)	営業施設	有形固定資産その他	47																																			
合計			79																																			

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
普通株式	105,000	—	—	105,000

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
普通株式	105,000	—	—	105,000

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
普通株式	105,000	—	—	105,000

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																								
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>34,222百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td>△105百万円</td> </tr> <tr> <td>MMF、3か月以内に満期の到来する譲渡性預金及び取得日から3か月以内に償還期限の到来するコマースャル・ペーパー (有価証券)</td> <td>31,050百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>65,167百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	34,222百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	△105百万円	MMF、3か月以内に満期の到来する譲渡性預金及び取得日から3か月以内に償還期限の到来するコマースャル・ペーパー (有価証券)	31,050百万円	現金及び現金同等物	65,167百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>19,558百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td>△104百万円</td> </tr> <tr> <td>MMF、預入日から3か月以内に満期の到来する譲渡性預金及び取得日から3か月以内に償還期限の到来するコマースャル・ペーパー (有価証券)</td> <td>70,195百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>89,650百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	19,558百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	△104百万円	MMF、預入日から3か月以内に満期の到来する譲渡性預金及び取得日から3か月以内に償還期限の到来するコマースャル・ペーパー (有価証券)	70,195百万円	現金及び現金同等物	89,650百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>27,463百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td>△128百万円</td> </tr> <tr> <td>MMF、預入日から3か月以内に満期の到来する譲渡性預金及び取得日から3か月以内に償還期限の到来するコマースャル・ペーパー (有価証券)</td> <td>51,052百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>78,387百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	27,463百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	△128百万円	MMF、預入日から3か月以内に満期の到来する譲渡性預金及び取得日から3か月以内に償還期限の到来するコマースャル・ペーパー (有価証券)	51,052百万円	現金及び現金同等物	78,387百万円
現金及び預金勘定	34,222百万円																									
預入期間が3か月を超える定期預金	△105百万円																									
MMF、3か月以内に満期の到来する譲渡性預金及び取得日から3か月以内に償還期限の到来するコマースャル・ペーパー (有価証券)	31,050百万円																									
現金及び現金同等物	65,167百万円																									
現金及び預金勘定	19,558百万円																									
預入期間が3か月を超える定期預金	△104百万円																									
MMF、預入日から3か月以内に満期の到来する譲渡性預金及び取得日から3か月以内に償還期限の到来するコマースャル・ペーパー (有価証券)	70,195百万円																									
現金及び現金同等物	89,650百万円																									
現金及び預金勘定	27,463百万円																									
預入期間が3か月を超える定期預金	△128百万円																									
MMF、預入日から3か月以内に満期の到来する譲渡性預金及び取得日から3か月以内に償還期限の到来するコマースャル・ペーパー (有価証券)	51,052百万円																									
現金及び現金同等物	78,387百万円																									
<p>※2 財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△29,927百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額△25,750百万円が含まれております。以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額△55,617百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額24,935百万円が含まれております。</p>	<p>※2 財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△21,353百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額△16,500百万円が含まれております。以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額△37,741百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額36,778百万円が含まれております。</p>	<p>※2 財務活動によるキャッシュ・フロー、道路建設関係社債の償還による支出△25,000百万円は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額△25,000百万円であり、長期借入金の返済による支出△151,951百万円には、同規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額△142,751百万円が含まれております。以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額△24,250百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額160,004百万円が含まれております。</p>																								

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)					当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)					前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)				
(借主側) 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額					(借主側) 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額					(借主側) 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
有形固定資産その他(工具、器具及び備品)	1,153	346	19	787	有形固定資産その他(工具、器具及び備品)	1,635	573	19	1,042	有形固定資産その他(工具、器具及び備品)	1,768	426	20	1,321
有形固定資産その他(車両運搬具)	48	26	—	21	有形固定資産その他(車両運搬具)	286	128	—	157	有形固定資産その他(車両運搬具)	194	82	—	111
合計	1,202	373	19	809	無形固定資産(ソフトウェア)	17	1	—	15	無形固定資産(ソフトウェア)	17	0	—	16
※未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。					※未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。					※未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。				
未経過リース料中間期末残高相当額等					未経過リース料中間期末残高相当額等					未経過リース料期末残高相当額等				
未経過リース料中間期末残高相当額					未経過リース料中間期末残高相当額					未経過リース料期末残高相当額				
1年内 288百万円					1年内 484百万円					1年内 477百万円				
1年超 532百万円					1年超 736百万円					1年超 980百万円				
合計 821百万円					合計 1,220百万円					合計 1,458百万円				
リース資産減損勘定中間期末残高 11百万円					リース資産減損勘定中間期末残高 5百万円					リース資産減損勘定期末残高 8百万円				
※未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。					※未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。					※未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。				
支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額及び減価償却費相当額					支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額及び減価償却費相当額					支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額及び減価償却費相当額				
支払リース料 142百万円					支払リース料 253百万円					支払リース料 350百万円				
リース資産減損勘定の取崩額 3百万円					リース資産減損勘定の取崩額 2百万円					リース資産減損勘定の取崩額 6百万円				
減価償却費相当額 139百万円					減価償却費相当額 250百万円					減価償却費相当額 344百万円				

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によ っております。	減価償却費相当額の算定方法 同左	減価償却費相当額の算定方法 同左
2 オペレーティング・リース取引	2 オペレーティング・リース取引 (解約不能なもの)	2 オペレーティング・リース取引
道路資産の未経過リース料 1年内 537,606百万円 1年超 25,760,472百万円 <u>合計 26,298,079百万円</u>	道路資産の未経過リース料 1年内 528,073百万円 1年超 25,203,472百万円 <u>合計 25,731,546百万円</u>	道路資産の未経過リース料 1年内 542,280百万円 1年超 25,489,332百万円 <u>合計 26,031,613百万円</u>
(注) 1. 当社及び独立行政法人日 本高速道路保有・債務返済 機構は、道路資産の貸付料 を含む協定について、おお むね5年ごとに検討を加 え、必要がある場合には、 相互にその変更を申し出 ることができるとされてお ります。ただし、道路資産 の貸付料を含む協定が独 立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構法第 17条に規定する基準に 適合しなくなった場合等、 業務等の適正かつ円滑な 実施に重大な支障が生ず るおそれがある場合には、 上記の年限に関わらず、 相互にその変更を申し出 ることができるとされて おります。 2. 道路資産の貸付料は、 実績料金収入が、計画料 金収入に計画料金収入の 変動率に相当する金額を 加えた金額(加算基準額) を超えた場合、当該超過 額(実績料金収入－加算 基準額)が加算されるこ ととなっております。ま た、実績料金収入が、計 画料金収入から計画料金 収入の変動率に相当する 金額を減じた金額(減算 基準額)に足りない場合、 当該不足額(減算基準額 －実績料金収入)が減算 されることとなっております。	(注) 1. 当社及び独立行政法人日 本高速道路保有・債務返済 機構は、道路資産の貸付料 を含む協定について、おお むね5年ごとに検討を加 え、必要がある場合には、 相互にその変更を申し出 ることができるとされてお ります。ただし、道路資産 の貸付料を含む協定が独 立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構法第 17条に規定する基準に 適合しなくなった場合等、 業務等の適正かつ円滑な 実施に重大な支障が生ず るおそれがある場合には、 上記の年限に関わらず、 相互にその変更を申し出 ることができるとされて おります。 2. 道路資産の貸付料は、 実績料金収入が、計画料 金収入に計画料金収入の 変動率に相当する金額を 加えた金額(加算基準額) を超えた場合、当該超過 額(実績料金収入－加算 基準額)が加算されるこ ととなっております。ま た、実績料金収入が、計 画料金収入から計画料金 収入の変動率に相当する 金額を減じた金額(減算 基準額)に足りない場合、 当該不足額(減算基準額 －実績料金収入)が減算 されることとなっております。	(注) 1. 当社及び独立行政法人日 本高速道路保有・債務返済 機構は、道路資産の貸付料 を含む協定について、おお むね5年ごとに検討を加 え、必要がある場合には、 相互にその変更を申し出 ることができるとされてお ります。ただし、道路資産 の貸付料を含む協定が独 立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構法第 17条に規定する基準に 適合しなくなった場合等、 業務等の適正かつ円滑な 実施に重大な支障が生ず るおそれがある場合には、 上記の年限に関わらず、 相互にその変更を申し出 ることができるとされて おります。 2. 道路資産の貸付料は、 実績料金収入が、計画料 金収入に計画料金収入の 変動率に相当する金額を 加えた金額(加算基準額) を超えた場合、当該超過 額(実績料金収入－加算 基準額)が加算されるこ ととなっております。ま た、実績料金収入が、計 画料金収入から計画料金 収入の変動率に相当する 金額を減じた金額(減算 基準額)に足りない場合、 当該不足額(減算基準額 －実績料金収入)が減算 されることとなっております。
道路資産以外の未経過リース料 1年内 22百万円 1年超 49百万円 <u>合計 72百万円</u>	道路資産以外の未経過リース料 1年内 79百万円 1年超 223百万円 <u>合計 303百万円</u>	道路資産以外の未経過リース料 1年内 74百万円 1年超 231百万円 <u>合計 305百万円</u>

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成19年9月30日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 国債・地方債等	50,743	50,743	0
(2) 社債	—	—	—
(3) その他	10,996	10,995	△1
計	61,739	61,739	△0

2 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	32	53	21
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	530	557	27
その他	—	—	—
(3) その他	968	941	△26
計	1,531	1,553	21

3 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的の債券	
譲渡性預金	20,000
その他有価証券	
非上場株式	88
その他	277
非連結子会社及び関連会社株式	13,076

当中間連結会計期間末(平成20年9月30日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 国債・地方債等	550	551	0
(2) 社債	—	—	—
(3) その他	24,986	24,984	△1
計	25,537	25,536	△0

2 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	37	45	7
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	313	282	△31
その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
計	351	327	△23

3 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的の債券	
譲渡性預金	45,000
その他有価証券	
非上場株式	212
その他	422
関連会社株式	14,501

前連結会計年度末(平成20年3月31日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 国債・地方債等	30,547	30,547	△0
(2) 社債	—	—	—
(3) その他	9,993	9,993	△0
計	40,541	40,540	△0

2 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	37	48	10
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	530	487	△42
その他	—	—	—
(3) その他	67	58	△8
計	635	594	△40

3 時価評価されていない主な有価証券の内容

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的の債券	
譲渡性預金	41,000
その他の有価証券	
非上場株式	492
その他	328
関連会社株式	13,603

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
デリバティブ取引を利用していな いため、該当事項はありません。	デリバティブ取引を利用していな いため、該当事項はありません。	デリバティブ取引を利用していな いため、該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	高速道路事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	道路休憩所 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	396,354	24,724	10,648	626	432,354	—	432,354
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	146	—	—	—	146	(146)	—
計	396,501	24,724	10,648	626	432,501	(146)	432,354
営業費用	364,644	24,708	6,205	595	396,153	(144)	396,008
営業利益(又は営業損失△)	31,857	15	4,443	31	36,347	(1)	36,346

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。
2. 各事業区分の主要内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
道路休憩所事業	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他の事業	駐車場事業、トラックターミナル事業等

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	高速道路事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	道路休憩所 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	392,249	12,599	12,259	808	417,917	—	417,917
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,391	—	—	—	1,391	(1,391)	—
計	393,641	12,599	12,259	808	419,308	(1,391)	417,917
営業費用	385,342	12,582	8,568	921	407,415	(1,375)	406,039
営業利益(又は営業損失△)	8,298	16	3,691	△113	11,893	(15)	11,877

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。
2. 各事業区分の主要内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
道路休憩所事業	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他の事業	駐車場事業、トラックターミナル事業等

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	高速道路 事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	道路休憩所 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	871,623	44,836	21,031	1,358	938,850	—	938,850
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	684	—	—	—	684	(684)	—
計	872,308	44,836	21,031	1,358	939,534	(684)	938,850
営業費用	867,419	44,785	14,809	1,319	928,334	(705)	927,628
営業利益(又は営業損失△)	4,889	50	6,222	38	11,200	21	11,221

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。
2. 各事業区分の主要内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
道路休憩所事業	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他の事業	駐車場事業、トラックターミナル事業等

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 1,422.97円	1株当たり純資産額 1,373.62円	1株当たり純資産額 1,302.00円
1株当たり 中間純利益金額 203.41円	1株当たり 中間純利益金額 71.61円	1株当たり 当期純利益金額 82.96円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
中間(当期)純利益(百万円)	21,358	7,519	8,710
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益(百万円)	21,358	7,519	8,710
普通株式の期中平均株式数(千株)	105,000	105,000	105,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	149,582	144,230	136,927
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	169	—	216
(うち少数株主持分)	(169)	(—)	(216)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)	149,412	144,230	136,710
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式数(千株)	105,000	105,000	105,000

(追加情報)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>当社は、平成20年9月25日開催の取締役会決議に基づき、政府の「安心実現のための緊急総合対策（平成20年8月29日）」に基づく高速道路料金の引下げに必要となる「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和33年法律第34号）」による一連の手続きとして、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との間で「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定の一部を変更する協定」（以下「協定」といいます。）を平成20年10月7日付けで締結し、協定における『道路資産の貸付料』及び『計画料金収入』が平成20年度に13,229百万円（税込）、平成21年度に17,141百万円（税込）、それぞれ同額減少しております。</p> <p>なお、これによる経常利益、税金等調整前中間純利益に与える影響はありません。</p>	

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	22,733	16,132	22,608
高速道路事業営業未収入金	51,951	71,107	50,197
未収入金	2,084	4 2,199	10,253
有価証券	80,988	69,986	80,990
仕掛道路資産等	334,925	-	-
仕掛道路資産	-	340,084	302,258
原材料	-	582	546
貯蔵品	-	1,155	1,527
その他	25,398	30,893	23,811
貸倒引当金	31	32	39
流動資産合計	518,049	532,109	492,156
固定資産			
高速道路事業固定資産			
有形固定資産			
機械及び装置（純額）	54,511	53,836	56,020
その他（純額）	34,450	35,876	35,951
有形固定資産合計	1 88,961	1 89,712	1 91,972
無形固定資産	1,912	2,792	2,821
高速道路事業固定資産合計	90,874	92,505	94,793
関連事業固定資産			
有形固定資産			
土地	73,242	72,973	73,024
その他（純額）	17,631	17,966	18,304
有形固定資産合計	1 90,873	1 90,939	1 91,328
無形固定資産	80	86	82
関連事業固定資産合計	90,954	91,025	91,411
各事業共用固定資産			
有形固定資産	1 20,850	1 20,518	1 20,494
無形固定資産	1,954	2,709	2,150
各事業共用固定資産合計	22,805	23,228	22,644
その他の固定資産			
有形固定資産	1 179	1 167	1 179
その他の固定資産合計	179	167	179
投資その他の資産			
投資その他の資産	17,576	18,591	18,208
貸倒引当金	795	350	576
投資その他の資産合計	16,780	18,240	17,631
固定資産合計	221,594	225,167	226,660
繰延資産	354	425	415
資産合計	2 739,999	2 757,701	2 719,233

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部			
流動負債			
高速道路事業営業未払金	69,345	66,078	95,263
短期借入金	-	3,738	2,850
1年内返済予定の長期借入金	9,876	9,746	9,705
リース債務	-	83	-
未払金	4 7,582	7,541	20,234
未払法人税等	-	5,457	1,070
引当金	2,341	2,218	2,115
その他	47,822	41,204	32,071
流動負債合計	136,969	136,068	163,310
固定負債			
道路建設関係社債	2 184,587	2 244,480	2 224,447
道路建設関係長期借入金	164,701	141,200	97,700
その他の長期借入金	42,618	32,870	37,765
リース債務	-	235	-
退職給付引当金	54,903	55,871	55,139
ETCマイレージサービス引当金	7,784	7,959	7,336
その他の引当金	66	162	110
その他	3,901	3,856	4,109
固定負債合計	458,561	486,638	426,608
負債合計	595,531	622,706	589,918
純資産の部			
株主資本			
資本金	52,500	52,500	52,500
資本剰余金			
資本準備金	52,500	52,500	52,500
その他資本剰余金	6,293	6,293	6,293
資本剰余金合計	58,793	58,793	58,793
利益剰余金			
その他利益剰余金			
別途積立金	11,854	13,969	11,854
繰越利益剰余金	21,320	9,732	6,166
利益剰余金合計	33,174	23,701	18,020
株主資本合計	144,468	134,995	129,314
評価・換算差額等	-	-	-
新株予約権	-	-	-
純資産合計	144,468	134,995	129,314
負債純資産合計	739,999	757,701	719,233

【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
高速道路事業営業損益			
営業収益	396,072	390,169	868,877
営業費用	364,605	382,521	865,976
高速道路事業営業利益	31,466	7,648	2,901
関連事業営業損益			
営業収益			
受託業務収入	24,724	12,599	44,836
休憩所等事業収入	5,691	5,491	10,347
その他の事業収入	626	808	1,358
営業収益合計	31,042	18,899	56,541
営業費用			
受託業務事業費	24,708	12,582	44,785
休憩所等事業費	3,033	3,283	6,606
その他の事業費用	595	921	1,319
営業費用合計	28,337	16,787	52,711
関連事業営業利益	2,704	2,112	3,830
全事業営業利益	34,171	9,760	6,731
営業外収益	※1 902	※1 1,210	※1 1,941
営業外費用	※2 588	※2 461	※2 1,155
経常利益	34,484	10,509	7,517
特別利益	—	—	※3 347
特別損失	※4, ※6 91	※4 28	※4, ※6 294
税引前中間純利益	34,393	10,480	7,570
法人税、住民税及び事業税	14,940	4,800	3,270
法人税等調整額	—	—	—
法人税等合計	14,940	4,800	3,270
中間純利益	19,453	5,680	4,300

【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	52,500	52,500	52,500
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	52,500	52,500	52,500
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	52,500	52,500	52,500
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	52,500	52,500	52,500
その他資本剰余金			
前期末残高	6,293	6,293	6,293
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	6,293	6,293	6,293
資本剰余金合計			
前期末残高	58,793	58,793	58,793
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	58,793	58,793	58,793
利益剰余金			
その他利益剰余金			
別途積立金			
前期末残高	5,585	11,854	5,585
当中間期変動額			
別途積立金の積立	6,268	2,115	6,268
当中間期変動額合計	6,268	2,115	6,268
当中間期末残高	11,854	13,969	11,854
繰越利益剰余金			
前期末残高	8,135	6,166	8,135
当中間期変動額			
別途積立金の積立	△6,268	△2,115	△6,268
中間純利益	19,453	5,680	4,300
当中間期変動額合計	13,185	3,565	△1,968
当中間期末残高	21,320	9,732	6,166
利益剰余金合計			
前期末残高	13,720	18,020	13,720
当中間期変動額			
中間純利益	19,453	5,680	4,300
当中間期変動額合計	19,453	5,680	4,300
当中間期末残高	33,174	23,701	18,020

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
株主資本合計			
前期末残高	125,014	129,314	125,014
当中間期変動額			
中間純利益	19,453	5,680	4,300
当中間期変動額合計	19,453	5,680	4,300
当中間期末残高	144,468	134,995	129,314
評価・換算差額等			
前期末残高	—	—	—
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	—	—	—
新株予約権			
前期末残高	—	—	—
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	—	—	—
純資産合計			
前期末残高	125,014	129,314	125,014
当中間期変動額			
中間純利益	19,453	5,680	4,300
当中間期変動額合計	19,453	5,680	4,300
当中間期末残高	144,468	134,995	129,314

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法に よっております。 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっ ております。</p> <hr/> <p>(2) たな卸資産 仕掛道路資産 個別法による原価法によっ ております。 なお、仕掛道路資産の取得 原価は、建設価額に用地取得 に係る費用その他の附帯費用 を加算した価額に労務費・人 件費等のうち道路建設に要し た費用として区分された費用 の額及び除却工事費用等資産 の取得に要した費用の額を加 えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設 に充当した借入資金の利息 で、当該資産の工事完了の日 までに発生したものは建設価 額に算入しております。</p> <p>商品・原材料・貯蔵品 最終仕入原価法等による原 価法によっております。</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 満期保有目的の債券 同左</p> <hr/> <p>(2) たな卸資産 仕掛道路資産 個別法による原価法(貸借 対照表価額は収益性の低下に 基づく簿価切下げの方法)に よっております。 なお、仕掛道路資産の取得 原価は、建設価額に用地取得 に係る費用その他の附帯費用 を加算した価額に労務費・人 件費等のうち道路建設に要し た費用として区分された費用 の額及び除却工事費用等資産 の取得に要した費用の額を加 えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設 に充当した借入資金の利息 で、当該資産の工事完了の日 までに発生したものは建設価 額に算入しております。</p> <p>原材料・貯蔵品 最終仕入原価法等による原 価法(貸借対照表価額は収益 性の低下に基づく簿価切下げ の方法)によっております。</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 満期保有目的の債券 同左</p> <p>その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法に よっております。</p> <p>(2) たな卸資産 仕掛道路資産 個別法による原価法によっ ております。 なお、仕掛道路資産の取得 原価は、建設価額に用地取得 に係る費用その他の附帯費用 を加算した価額に労務費・人 件費等のうち道路建設に要し た費用として区分された費用 の額及び除却工事費用等資産 の取得に要した費用の額を加 えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設 に充当した借入資金の利息 で、当該資産の工事完了の日 までに発生したものは建設価 額に算入しております。</p> <p>商品・原材料・貯蔵品 最終仕入原価法等による 原価法によっております。</p>
<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおり であります。 構築物 10～60年 機械及び装置 5～17年 なお、日本道路公団から承継 した資産については、上記耐用 年数を基にした中古資産の耐用 年数によっております。</p>	<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産(リース資産を 除く) 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおり であります。 構築物 10～60年 機械及び装置 5～17年 なお、日本道路公団から承継 した資産については、上記耐用 年数を基にした中古資産の耐用 年数によっております。</p>	<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおり であります。 構築物 10～60年 機械及び装置 5～17年 なお、日本道路公団から承継 した資産については、上記耐用 年数を基にした中古資産の耐用 年数によっております。</p>

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p> <hr/>	<p>(追加情報) 残存簿価の5年均等償却 法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律平成19年3月30日 法律第6号) 及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得したものについては、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得した価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これによる経常利益、税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。 有形固定資産の耐用年数の変更 法人税法の改正(減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令 平成20年4月30日 省令第32号)を契機として機械及び装置の耐用年数の見直しを行い、当中間会計期間より、一部のものについては、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。 これによる経常利益、税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産 同左</p> <hr/>

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しております。</p> <p>(4) 回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しております。</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。 (追加情報) 当中間会計期間より、平均残存勤務期間が従来の償却期間に満たないため、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理年数を10年に変更しております。 これによる経常利益、税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p> <p>(4) 回数券払戻引当金 同左</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p>	<p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p> <p>(4) 回数券払戻引当金 同左</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。 (追加情報) 当事業年度より、平均残存勤務期間が従来の償却期間に満たないため、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理年数を10年に変更しております。 これによる経常利益、税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(6) ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。</p> <p>(7) カードポイントサービス引当金 カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間会計期間末における将来使用見込額を計上しております。</p> <p>(8) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p>	<p>(6) ETCマイレージサービス引当金 同左</p> <p>(7) カードポイントサービス引当金 同左</p> <p>(8) 役員退職慰労引当金 同左</p>	<p>(6) ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。</p> <p>(7) カードポイントサービス引当金 カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来の使用見込額を計上しております。</p> <p>(8) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。</p>
<p>4 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>4 —————</p>	<p>4 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>
<p>5 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 高速道路事業営業収益のうち、道路資産完成高の計上は工事完成基準とし、受託業務収入に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については、工事進行基準を適用しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>(3) 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却しております。 ただし、第1期に計上されていたものについては、社債の償還期限までの期間又は3年のいずれか短い期間で均等償却しております。</p>	<p>5 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 同左</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(3) 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却しております。</p>	<p>5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 同左</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(3) 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却しております。 ただし、第1期に計上されていたものについては、社債の償還期限までの期間又は3年のいずれか短い期間で均等償却しております。</p>

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(有形固定資産における減価償却方法)</p> <p>法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。</p> <p>これによる経常利益、税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(役員退職慰労引当金の計上基準の変更)</p> <p>当社の役員退職慰労金は、従来、支給時に費用処理しておりましたが、当中間会計期間より内規に基づく中間期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。</p> <p>これは、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)が適用され、役員賞与について費用処理されていること、及び「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)が公表されたことを契機に、期間損益の適正化及び財務内容の健全化を図るため、役員の在任期間に費用按分するものであります。</p> <p>これにより、当中間会計期間の発生額3百万円は、一般管理費に、過年度相当額14百万円は、特別損失に計上しております。</p> <p>この変更により、経常利益が3百万円、税引前中間純利益が18百万円減少しております。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(有形固定資産における減価償却方法)</p> <p>法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。</p> <p>これによる経常利益、税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(役員退職慰労引当金の計上基準の変更)</p> <p>当社の役員退職慰労金は、従来、支給時に費用処理しておりましたが、当事業年度より内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。</p> <p>これは、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)が適用され、役員賞与について費用処理されていること、及び「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)が公表されたことを契機に、期間損益の適正化及び財務内容の健全化を図るため、役員の在任期間に費用按分するものであります。</p> <p>これにより、当事業年度の発生額8百万円は、一般管理費に、過年度相当額14百万円は、特別損失に計上しております。</p> <p>この変更により、経常利益が8百万円、税引前当期純利益が23百万円減少しております。</p>

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(受託事業における一般管理費の計上方法)</p> <p>従来、受託事業における共通経費を一般管理費として計上しておりましたが、受託事業の収益とそれに対応する費用をより合理的に対応させるため当中間会計期間より各期において売上原価に含めて計上することとしました。</p> <p>この変更により、経常利益、税引前中間純利益が139百万円増加しております。</p> <p>(原因者負担金に関する会計処理方法の変更)</p> <p>道路損傷または汚損などを与えた原因者の行為により復旧の必要が生じた道路に関する工事等の原因者負担金につきましては、従来、営業外収益の「原因者負担金収入」に計上しておりましたが、当中間会計期間より、営業費用から控除する方法に変更しております。</p> <p>この変更は、原因者負担工事に係る費用と原因者負担金を個別に対応させる方法が、実態をより適切に表示するためであります。</p> <p>この変更により、高速道路事業営業費用が414百万円減少し、高速道路事業営業利益が同額増加しておりますが、営業外収益が同額減少したため、経常利益、税引前中間純利益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(受託事業における一般管理費の計上方法)</p> <p>従来、受託事業における共通経費を一般管理費として計上しておりましたが、受託事業の収益とそれに対応する費用をより合理的に対応させるため当事業年度より各期において売上原価に含めて計上することとしました。</p> <p>この変更により、経常利益、税引前当期純利益が217百万円増加しております。</p> <p>(原因者負担金に関する会計処理方法の変更)</p> <p>道路損傷または汚損などを与えた原因者の行為により復旧の必要が生じた道路に関する工事等の原因者負担金につきましては、従来、営業外収益の「原因者負担収入」に計上しておりましたが、当事業年度より、営業費用から控除する方法に変更しております。</p> <p>この変更は、原因者負担工事に係る費用と原因者負担金を個別に対応させる方法が、実態をより適切に表示するためであります。</p> <p>この変更により、高速道路事業営業費用が937百万円減少し、高速道路事業営業利益が同額増加しておりますが、営業外収益が同額減少したため、経常利益、税引前当期純利益に与える影響はありません。</p>

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(棚卸資産の評価基準に関する会計基準)</p> <p>「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。</p> <p>これによる経常利益、税引前中間純利益に与える影響はありません。</p> <p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号 最終改正平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準委員会適用指針第16号 最終改正平成19年3月30日)を適用しております。</p> <p>これによる経常利益、税引前中間純利益に与える影響はありません。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p>

【表示方法の変更】

<p>前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
<p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>前中間会計期間及び前事業年度において「現金及び預金」に含めて表示しておりました譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号 最終改正 平成19年7月4日)において有価証券として取り扱うこととされたため、当中間会計期間より「有価証券」として表示しております。</p> <p>なお、譲渡性預金の残高は、前中間会計期間末は10,000百万円、当中間会計期間末は20,000百万円、前事業年度末は15,000百万円であります。</p> <p>前中間会計期間まで「その他引当金」に含めておりました「ETCマイレージサービス引当金」は、当中間会計期間において、負債及び純資産の合計額の100分の1を超えたため、区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間会計期間の「その他引当金」に含まれていた「ETCマイレージサービス引当金」は、6,505百万円であります。</p>	<p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>前中間会計期間まで「仕掛道路資産等」として表示しておりましたが、EDINETのXBRL導入に伴い中間財務諸表の比較可能性を向上するため、当中間会計期間より「仕掛道路資産」「原材料」「貯蔵品」として表示しております。</p> <p>なお、前中間会計期間末における「仕掛道路資産」「原材料」「貯蔵品」「商品」の残高はそれぞれ、332,977百万円、564百万円、1,379百万円、3百万円であります。</p> <p>前中間会計期間まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払法人税等」は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(最終改正平成20年12月12日)が改正されたことに伴い、区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間会計期間末における「未払法人税等」の残高は、15,692百万円であります。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 28,323百万円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、総財産を道路建設関係社債185,000百万円(額面)の担保に供しております。</p> <p>3 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 9,452,347百万円 中日本高速道路(株) 46,534百万円 西日本高速道路(株) 789百万円 <u>計 9,499,671百万円</u></p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 41,930百万円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債245,000百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債25,000百万円の担保に供しております。</p> <p>3 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 7,873,257百万円 中日本高速道路(株) 26,081百万円 西日本高速道路(株) 639百万円 <u>計 7,899,978百万円</u></p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 34,943百万円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債225,000百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債25,000百万円の担保に供しております。</p> <p>3 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 8,480,507百万円 中日本高速道路(株) 28,832百万円 西日本高速道路(株) 711百万円 <u>計 8,510,051百万円</u></p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 28,150百万円</p> <p>日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 16,699百万円</p> <p>民営化以降、当社が調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 51,700百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当中間会計期間で道路建設関係長期借入金が25,750百万円減少しております。</p> <p>※4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払金」に含めて表示しております。</p>	<p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 28,150百万円</p> <p>日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 66,900百万円</p> <p>民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 160,000百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当中間会計期間で道路建設関係長期借入金が16,500百万円減少しております。</p> <p>※4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産の「未収入金」に含めて表示しております。</p>	<p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 28,150百万円</p> <p>日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 66,900百万円</p> <p>民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 143,500百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が25,000百万円、道路建設関係長期借入金142,751百万円それぞれ減少しております。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																			
※1 営業外収益の主要項目 受取利息 30百万円 有価証券利息 88百万円 ※2 営業外費用の主要項目 支払利息 485百万円 ※3 _____ ※4 _____ 5 減価償却実施額 有形固定資産 7,749百万円 無形固定資産 607百万円 ※6 減損損失 当社は、主に事業上の区分を考慮して資産グループを決定しております。 ガソリンスタンド(関連事業固定資産(有形固定資産その他)24百万円)については廃止の意思決定を行ったことを踏まえ、各資産について帳簿価額全額を減額し、当該減少額を減損損失(24百万円)として計上しております。	※1 営業外収益の主要項目 受取利息 34百万円 有価証券利息 118百万円 契約解除違約金 587百万円 ※2 営業外費用の主要項目 支払利息 425百万円 ※3 _____ ※4 特別損失の主要項目 固定資産除却損 建物他 28百万円 5 減価償却実施額 有形固定資産 7,065百万円 無形固定資産 742百万円 ※6 減損損失 当社は、主に事業上の区分を考慮して資産グループを決定しております。 ガソリンスタンド(関連事業固定資産(有形固定資産その他)32百万円)及び営業施設(関連事業固定資産(有形固定資産その他)47百万円)については廃止の意思決定を行ったことを踏まえ、各資産について帳簿価額全額を減額し、当該減少額を減損損失(79百万円)として計上しております。	※1 営業外収益の主要項目 受取利息 67百万円 有価証券利息 322百万円 土地物件貸付料 463百万円 ※2 営業外費用の主要項目 支払利息 950百万円 ※3 特別利益の主要項目 固定資産等修正益 ソフトウェア他 315百万円 ※4 特別損失の主要項目 固定資産除却損 建物他 200百万円 5 減価償却実施額 有形固定資産 14,636百万円 無形固定資産 1,253百万円 ※6 減損損失 当社は、主に事業上の区分を考慮して資産グループを決定しております。 ガソリンスタンド(関連事業固定資産(有形固定資産その他)32百万円)及び営業施設(関連事業固定資産(有形固定資産その他)47百万円)については廃止の意思決定を行ったことを踏まえ、各資産について帳簿価額全額を減額し、当該減少額を減損損失(79百万円)として計上しております。																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県南魚沼市(関越自動車道塩沢石打サービスエリア(上り線))</td> <td>ガソリンスタンド</td> <td>建物 構築物 機械及び装置</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>新潟県東蒲原郡阿賀町(磐越自動車道阿賀野川サービスエリア(上り線))</td> <td>ガソリンスタンド</td> <td>建物 構築物 機械及び装置</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	新潟県南魚沼市(関越自動車道塩沢石打サービスエリア(上り線))	ガソリンスタンド	建物 構築物 機械及び装置	13	新潟県東蒲原郡阿賀町(磐越自動車道阿賀野川サービスエリア(上り線))	ガソリンスタンド	建物 構築物 機械及び装置	10	合計			24	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県東蒲原郡阿賀町(磐越自動車道阿賀野川サービスエリア)</td> <td>ガソリンスタンド</td> <td>建物 構築物 機械及び装置</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>新潟県南魚沼市(関越自動車道塩沢石打サービスエリア(上り線))</td> <td>ガソリンスタンド</td> <td>建物 構築物 機械及び装置</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>千葉県花見川区(京葉道路幕張パーキングエリア)</td> <td>営業施設</td> <td>建物 構築物</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>79</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	新潟県東蒲原郡阿賀町(磐越自動車道阿賀野川サービスエリア)	ガソリンスタンド	建物 構築物 機械及び装置	18	新潟県南魚沼市(関越自動車道塩沢石打サービスエリア(上り線))	ガソリンスタンド	建物 構築物 機械及び装置	13	千葉県花見川区(京葉道路幕張パーキングエリア)	営業施設	建物 構築物	47	合計			79
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																																		
新潟県南魚沼市(関越自動車道塩沢石打サービスエリア(上り線))	ガソリンスタンド	建物 構築物 機械及び装置	13																																		
新潟県東蒲原郡阿賀町(磐越自動車道阿賀野川サービスエリア(上り線))	ガソリンスタンド	建物 構築物 機械及び装置	10																																		
合計			24																																		
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																																		
新潟県東蒲原郡阿賀町(磐越自動車道阿賀野川サービスエリア)	ガソリンスタンド	建物 構築物 機械及び装置	18																																		
新潟県南魚沼市(関越自動車道塩沢石打サービスエリア(上り線))	ガソリンスタンド	建物 構築物 機械及び装置	13																																		
千葉県花見川区(京葉道路幕張パーキングエリア)	営業施設	建物 構築物	47																																		
合計			79																																		

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)				当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)				前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																	
(借主側) 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				(借主側) 1 ファイナンス・リース取引 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				(借主側) 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																	
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																														
高速道路事業固定資産	328	165	163	高速道路事業固定資産	224	116	107	高速道路事業固定資産	322	104	217																														
各事業共用固定資産	653	135	517	各事業共用固定資産	1,217	376	840	各事業共用固定資産	1,226	231	994																														
合計	982	301	680	合計	1,441	493	948	合計	1,549	336	1,212																														
<p>※未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しております。 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>1年内</td> <td>242百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>437百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>680百万円</td> </tr> </table> <p>※未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しております。 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>123百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>123百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によ っております。</p>				1年内	242百万円	1年超	437百万円	合計	680百万円	支払リース料	123百万円	減価償却費相当額	123百万円	<p>※未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しております。 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>1年内</td> <td>379百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>569百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>948百万円</td> </tr> </table> <p>※未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しております。 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>200百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>200百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p>				1年内	379百万円	1年超	569百万円	合計	948百万円	支払リース料	200百万円	減価償却費相当額	200百万円	<p>※未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しております。 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>1年内</td> <td>393百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>819百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,212百万円</td> </tr> </table> <p>※未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しております。 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>282百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>282百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p>				1年内	393百万円	1年超	819百万円	合計	1,212百万円	支払リース料	282百万円	減価償却費相当額	282百万円
1年内	242百万円																																								
1年超	437百万円																																								
合計	680百万円																																								
支払リース料	123百万円																																								
減価償却費相当額	123百万円																																								
1年内	379百万円																																								
1年超	569百万円																																								
合計	948百万円																																								
支払リース料	200百万円																																								
減価償却費相当額	200百万円																																								
1年内	393百万円																																								
1年超	819百万円																																								
合計	1,212百万円																																								
支払リース料	282百万円																																								
減価償却費相当額	282百万円																																								

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																				
<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>道路資産の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>537,606百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>25,760,472百万円</td> </tr> <tr> <td><u>合計</u></td> <td><u>26,298,079百万円</u></td> </tr> </table> <p>(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入－加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額－実績料金収入)が減算されることとなっております。</p> <p>道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>17百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>34百万円</td> </tr> <tr> <td><u>合計</u></td> <td><u>52百万円</u></td> </tr> </table>	1年内	537,606百万円	1年超	25,760,472百万円	<u>合計</u>	<u>26,298,079百万円</u>	1年内	17百万円	1年超	34百万円	<u>合計</u>	<u>52百万円</u>	<p>2 オペレーティング・リース取引 (解約不能なもの)</p> <p>道路資産の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>528,073百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>25,203,472百万円</td> </tr> <tr> <td><u>合計</u></td> <td><u>25,731,546百万円</u></td> </tr> </table> <p>(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入－加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額－実績料金収入)が減算されることとなっております。</p> <p>道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>72百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>207百万円</td> </tr> <tr> <td><u>合計</u></td> <td><u>280百万円</u></td> </tr> </table>	1年内	528,073百万円	1年超	25,203,472百万円	<u>合計</u>	<u>25,731,546百万円</u>	1年内	72百万円	1年超	207百万円	<u>合計</u>	<u>280百万円</u>	<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>道路資産の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>542,280百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>25,489,332百万円</td> </tr> <tr> <td><u>合計</u></td> <td><u>26,031,613百万円</u></td> </tr> </table> <p>(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入－加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額－実績料金収入)が減算されることとなっております。</p> <p>道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>69百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>218百万円</td> </tr> <tr> <td><u>合計</u></td> <td><u>288百万円</u></td> </tr> </table>	1年内	542,280百万円	1年超	25,489,332百万円	<u>合計</u>	<u>26,031,613百万円</u>	1年内	69百万円	1年超	218百万円	<u>合計</u>	<u>288百万円</u>
1年内	537,606百万円																																					
1年超	25,760,472百万円																																					
<u>合計</u>	<u>26,298,079百万円</u>																																					
1年内	17百万円																																					
1年超	34百万円																																					
<u>合計</u>	<u>52百万円</u>																																					
1年内	528,073百万円																																					
1年超	25,203,472百万円																																					
<u>合計</u>	<u>25,731,546百万円</u>																																					
1年内	72百万円																																					
1年超	207百万円																																					
<u>合計</u>	<u>280百万円</u>																																					
1年内	542,280百万円																																					
1年超	25,489,332百万円																																					
<u>合計</u>	<u>26,031,613百万円</u>																																					
1年内	69百万円																																					
1年超	218百万円																																					
<u>合計</u>	<u>288百万円</u>																																					

(有価証券関係)

前中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)、当中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)及び前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)において、子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(追加情報)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>当社は、平成20年9月25日開催の取締役会決議に基づき、政府の「安心実現のための緊急総合対策(平成20年8月29日)」に基づく高速道路料金の引下げに必要となる「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和33年法律第34号)」による一連の手続きとして、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との間で「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定の一部を変更する協定」(以下「協定」といいます。)を平成20年10月7日付けで締結し、協定における『道路資産の貸付料』及び『計画料金収入』が平成20年度に13,229百万円(税込)、平成21年度に17,141百万円(税込)、それぞれ同額減少しております。</p> <p>なお、これによる経常利益、税引前中間純利益に与える影響はありません。</p>	

(2)【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|-------------------------|---------------|------------------------------------|-------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類 | (事業年度
第3期) | 自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日) | 平成20年6月26日
関東財務局長に提出 |
| (2) 有価証券報告書の訂正報告書 | | | |
| | | 平成20年6月26日提出の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。 | 平成20年9月4日
関東財務局長に提出 |
| (3) 発行登録書(普通社債)及びその添付書類 | | | 平成20年8月18日
関東財務局長に提出 |
| (4) 発行登録追補書類及びその添付書類 | | | 平成20年9月11日
関東財務局長に提出 |
| (5) 訂正発行登録書 | | | 平成20年9月4日
関東財務局長に提出 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した第1回ないし第3回社債(いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)(以下これらを総称して「当社債」といいます。)には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路(注1)に係る道路資産(注2)が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時(注3)において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重疊的に債務引受けされることとなるため、機構にかかる情報の開示を行うものであります。

なお、東日本高速道路株式会社第1回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)は、平成20年3月31日付で、機構により重疊的に債務引受けされております。

- (注) 1. 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいいます。)を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。)をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

<対象となる社債>

(平成20年12月24日現在)

銘柄	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
東日本高速道路株式会社 第1回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(注)	平成19年3月12日	25,000	非上場
東日本高速道路株式会社 第2回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成19年10月22日	25,000	非上場
東日本高速道路株式会社 第3回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成20年9月18日	20,000	非上場

(注) 平成20年3月31日付で、機構により重畳的に債務引受けされております。

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)(以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。)に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人であります。

平成20年9月30日現在の機構の概要は下記のとおりであります。

名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
 主たる事務所の所在地

東京都港区西新橋二丁目8番6号

子会社及び関連会社はございません。

役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。

また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができることとされており、平成20年9月30日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。

資本金及び資本構成

平成20年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国(国土交通大臣及び財務大臣)及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	4,728,074百万円
政府出資金	3,567,622百万円
地方公共団体出資金	1,160,452百万円
II 資本剰余金	847,500百万円
資本剰余金	31百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法 第15条による積立金	850,932百万円
損益外減損損失累計額	△1,403百万円
損益外減損損失累計額	△2,061百万円
III 利益剰余金	836,208百万円
純資産合計	6,411,783百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(以下「通則法」といいます。)、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の2の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります(通則法第38条)。また、その監査については、機構の監事(通則法第19条第4項)及び会計監査人(通則法第39条)により実施されるもののほか、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
- (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - (ii) 承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
 - (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
 - (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
 - (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vi) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高

速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け

- (vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
- (viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
- (ix) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
- (x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
- (xi) (x)の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させる業務

(c) 事業にかかる関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。

- (i) 機構法
- (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令(平成17年政令第202号)
- (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令(平成17年国土交通省令第64号)
- (iv) 通則法
- (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)
- (vi) 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日(平成17年10月1日)から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

第3 【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月20日

東日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	寺 尾 仁 之	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	打 越 隆	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	近 藤 浩 明	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	山 下 康 彦	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、東日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月19日

東日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清	水	至	Ⓜ	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	打	越	隆	Ⓜ	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近	藤	浩	明	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	下	康	彦	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、東日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月20日

東日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	寺 尾 仁 之	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	打 越 隆	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	近 藤 浩 明	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	山 下 康 彦	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東日本高速道路株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 前中間会計期間の中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月19日

東日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清	水	至	印	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	打	越	隆	印	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近	藤	浩	明	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	下	康	彦	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東日本高速道路株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。